

撮影に関する注意事項承諾書

誠に勝手ながら、ご注文後のトラブルを防ぐため、下記をよくお読みの上、全項目ご承諾いただけた方のみ、お申し込みをお受けいたします。

■当団体について。

特定非営利活動法人 門真フィルムコミッションの全活動は動画や写真の撮影も含めて、非営利活動です。スタッフは全員無償ボランティアで、頂戴いたします料金は全額が門真国際映画祭などのボランティア活動に充当されます。 撮影中に何かございましたら、スタッフに直接申しつけることなく、撮影責任者にお申し出ください。

丁寧にコミュニケーションを重ねて信頼しあい、互いにベストを尽くすことが映像や写真を共に制作するうえで、 もっとも重要なことだと思います。

■料金について。

事前のお打ち合わせやロケハンと呼ばれるロケ地を選定する労力に対する対価や撮影場所までの交通費は撮影料金に含まれます。

■著作権の扱いについて。

著作権法にございますとおり、撮影をした成果物の取り扱いの権利は著作権者である門真フィルムコミッションにあります。

撮影を依頼された方が保有できる権利は、著作権者である門真フィルムコミッションが許諾した範囲の使用権のみです。

事前の取り決め以外に使用される場合は都度、使用許可をご申請いただきます。無許可での使用範囲外での成果物の使用は法律に反します。お客様にお渡しした写真や動画は、お客様が個人で利用なさる場合や事前に許諾した使用においては自由ですが、二次的に使用される場合は、必ず、事前に門真フィルムコミッションの許諾を得て下さい。場合によっては、二次使用料をご請求させていただく場合があります。

さらに写真や動画を加工されたり再編集されたりする場合にも著作権者の許諾が必要です。著作権者は、第三者に著作物を変えられない権利を持っています。無断で写真をトリミングしたり、色調を変えたりする場合は必ずご申請ください。

また著作権者であるフォトグラファーやビデオグラファーはクレジット表記の有無を求める権利があります。 このような制限なく著作物を使用されたい場合や、著作権者の著作物の使用を制限されたい場合は、写真や動画を 著作権ごと買い取ることも可能ではありますが、ボランティア活動の一環として撮影をお受けしていることから、 そのような場合は、商業として活動されているカメラマンにご注文をしていただきますようお願いいたします。

■カメラマンのトラブルについて。

急病や怪我、交通機関の事故など、到着の大幅な遅延や出張不能となった場合は撮影料をいただきません。 ただし撮影料を上回っての補償金はお支払いできません。また代理のカメラマンを手配するよう誠心誠意努めますが、確実に手配できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

■機材トラブルの補償について。

カメラは精密機器のため、予期せぬ故障やトラブルが発生することがあります。 メインカメラが故障した場合は、サブカメラの映像を使用させていただきます。ただしサブカメラだけでは写真の 枚数や動画のバリエーションが少なくなります。 トラブル発生のために、理想とされる写真や動画が撮れなかった場合は、そのトラブルの程度により、撮影料などを割引させていただきます。ただしご契約いただきました撮影料の返還を上限とし、撮影料を上回るなど、無料を超えた金銭の補償などは致しかねます。

■お客様側に起因する機材トラブルなどの補償について。

現地において、お客様が現地にお招きになられた方が故意や過失によってカメラ機材などを壊された場合は、お客様に機材の修理代をご負担いただくことがあります。

事後、撮影の続行が不可能になった場合でも、撮影料金をご返却することはありません。

ただし、事前に水鉄砲やペンキ、絵具、ビール掛けなど、水分を多く使うイベントなど、内容を具体的にお伝えいただき、機材への影響が予見できる場合は除きます。

■写真や動画がイメージと異なる場合について。

リハーサルやテスト撮影の時点で撮影者の要望通りに照明が調節できない場合や、天候が悪い場合、十分なテスト撮影やテスト撮影後の調整ができない場合などは、適切な撮影が困難となります。

特に衣装が反射する素材や白い生地の場合は、照明や陽の光の反射がハレーションを起こし、白飛びと呼ばれる状況になり適切な撮影ができない場合があります。

また、ロケ地の壁の色が白くない場所や、天井が吹き抜けなどでかなり高い場所や、壁などにガラスや鏡が多用されている場所での撮影は、適切な撮影ができない場合があります。

写真や動画のイメージが違うという場合は、真摯にご対応させていただきますが、比較されているイメージが、雑誌などに掲載されている写真や、市販のソフトなどの動画といった場合は、大きな予算をかけて撮影された大手出版社の制作物と同等のものを撮影することは不可能だとお考えいただき、門真フィルムコミッションへのご依頼はお考え直しください。

■撮影データについて。

お渡しする写真や動画は編集後のものに限定させていただきます。撮影したデータをそのまま譲渡したり、お見せすることはできません。あくまでも著作権者であるカメラマンが納得した成果物の使用権をご提供させていただきます。

また RAW 現像や動画編集などにより、明るさや色合いの調整は行ないますが、美肌修正などのレタッチや特殊修正は致しかねます。

■ロケ地の確保について。

事前のお打ち合わせの段階では撮影できるという前提であったものが、急に会場やロケ地提供者から撮影の制限が 科せられる場合があります。ロケ地提供者から撮影の承諾がきちんと得られていない場合などは、撮影がしたくて も撮影することができません。また、当日の参加者が事前の情報よりも多く、予定した動線での撮影が出来ないこと もあります。

ロケ地の確保はお客様の責任において必ず承諾の書面などをご用意ください。

申請の依頼を代行させていただくこともございますが、結果的にロケ地の提供がいただけなかった場合の撮影の中止や、撮影の変更は、お客様の責任とさせていただきますので、撮影料の返還などはできません。

■お客様が持ち込まれたカメラの取り扱いについて。

お客様のカメラをお預かりして撮影することは致しかねます。特に動画などをお客様のカメラで撮影してほしいといった場合、動画の撮影は撮影時間も長く、その間の盗難予防などの管理もできませんので、一切お受けできません。

また、会場内においてご来賓のお客様から、お客様が持ち込まれたカメラで撮影をしてほしいとご依頼を受けることが多々あります。門真フィルムコミッションでは、社会貢献活動の一環として、可能な限りお引き受けいたします

が、誤ってカメラを床に落としてしまうといったケースが発生した場合、当方としては一切の責任を負えませんので、あらかじめご了解下さい。カメラマンにカメラを預けたら壊されたと言われた場合、補償は致しかねます。それでは困ると思われる場合は、撮影を頼まないよう周知をお願いします。ご申告いただきましたら、お客様のカメラでの撮影は一切お断りするというご対応をさせていただきます。

ロケ地提供者との間で、撮影計画やロケ地提供依頼を締結している際、使用するカメラを申告させていただいている場合は、申告しているカメラ以外は使用できません。

■撮影依頼のキャンセルについて。

お客様のご都合で撮影の依頼をキャンセルされる場合、以下に定めるキャンセル料が発生します。

撮影当日の41日前まで、無料 撮影当日の40日前~21日前 撮影料の10% 撮影当日の20日前~2日前 撮影料の20% 撮影当日の1日前~当日 撮影料の50%

キャンセルのお申し出をされた日から10日以内に、指定銀行口座にお振込下さい。※振込手数料は御負担下さい。 ※お振込みがない場合はキャンセルが無効となり、その時点でのキャンセル料を加算の上で、再度ご請求させていただきます。

ただし雨天中止のイベントの場合は、前日までのキャンセルは撮影料の 10%、当日のキャンセルの場合は撮影料の 20%をキャンセル料として申し受けます。

■その他。

ごく稀に、かなり高圧的な言動や強引な指示をスタッフになさるお客様がおられます。何度かご注意をさせていただいて、それでも高圧的な言動を継続される場合は、これまでに掛かった経費をご請求させていただいた上で、契約を白紙化させていただく場合がございます。

■写真や動画素材の保管期間について。

撮影した画像のデータはお引き渡しから半年経過後に消去いたします。半年後以降に、再度データなどの成果物を ご要望いただいてもご対応できません。

上記、撮影に関する注意事項に記載されている全項目を確認し承諾しました。

記入日		年	月	日
現住所	:			
ご所属				
お名前	,			(FI)



3枚を1部プリントアウトし、記載事項を承諾いただきましたら、 赤い丸印2か所に割印をし、青い囲いの中を記載の上、青い丸印に押印をし、 ご郵送ください。※必ず、メールやお電話にて商談成立後にご郵送ください。

下記あて先まで、「撮影委託契約書」を2部と「撮影に関する注意事項承諾書」を1部、 すべて記入捺印の上でご郵送ください。

あて先

〒571-0037 大阪府門真市ひえ島町 32番8号

特定非営利活動法人 門真フィルムコミッション撮影部